

駐車監視員活動ガイドライン

【荏原 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 随時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外にも、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤色部分は、前回改定からの変更部分を示します。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道2号	中原街道	荏原1-16先桐ヶ谷交差点	旗の台6-33先	7:30-22	
2	国道1号	第二京浜	戸越1-1先	西大井6-1先	7:30-22	
3	都道420号	補助26号線	小山3-1先	二葉1-8先品川区役所前交差点	7:30-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	区道	三間通り	旗の台5－1先	二葉1－9先品川区役所前交差点	7:30-20	
2	補助30号線	立会道路	旗の台1－4先	小山6－3西小山駅先	7:30-20	
			二葉3－23先	二葉4－27先		
3	区道	かむろ坂通り	小山台1－21	小山台1－30	7:30-20	
4	区道	昭和通り	西中延2－14	東中延1－12	7:30-20	
5	区道	四間通り	戸越5－15	二葉1－23	7:30-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(補助26号線)周辺	7:30-22	
2	最重点路線(中原街道・第二京浜)周辺	7:30-20	
3	武蔵小山駅周辺	7:30-20	住宅街を除く

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(三間通り、立会道路)周辺	7:30-20	
2	西小山駅周辺	7:30-20	
3	昭和大学病院周辺	7:30-20	
4	かむろ坂通り周辺	7:30-20	